

## 令和3年度 第1回 焼津市環境審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月29日(水) 13:30~15:26
- 2 開催場所 焼津市消防防災センター多目的ホール
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 1名
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 市長あいさつ
  - (4) 審議会の説明と審議会委員及び市職員の自己紹介
  - (5) 会長及び副会長の選出
  - (6) 議事
    - ①第2次焼津市環境基本計画【後期計画】の令和2年度取組結果について
    - ②第2次焼津市環境基本計画【後期計画】の令和3年度取組計画について
    - ③第3次焼津市環境基本計画策定の進め方について
  - (7) 閉会

## 6 出席者

(委員)

永田守男 委員  
 平井一之 委員  
 大石立美 委員  
 多々良尊子 委員  
 保科洋子 委員  
 篠宮 悟 委員  
 長島博雄 委員  
 渡瀬 守 委員  
 柴田亜弓 委員  
 佐野充夫 委員

(事務局)

内田 市民環境部長  
 富田 環境課長  
 金高 廃棄物対策担当主幹  
 秋山 環境保全担当係長  
 岡本 環境政策担当主幹  
 鈴木 環境政策担当主事

## 7 議事録

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付(市長から委嘱状を交付)
- (3) 市長あいさつ

## 【市長】

この度は、環境審議会委員に、ご就任を賜り、誠にありがとうございます。

この審議会に参加をされました皆様はそれぞれで、学識経験者、市民の皆様、また事業者の皆様、また行政の代表という、こういう各お立場の中でご参加をいただきました。

環境問題はまさに、市民の皆様と、事業者の皆様とまた行政が一体となって取り組んでいかなければならない大変大きな課題でございます。皆様の率直な意見をぜひいただいて、より良い環境を目指していきたいと考えているところでございます。

焼津市を取り巻く環境の現状ということでございますが、温室効果ガスの増加による温暖化というまさに大きな課題、地球規模の環境問題をはじめ、ごみの減量やまた、公害苦情対策など、生活に密着し

た環境問題も抱えているところでございます。

そのような中、昨年10月には首相が就任した後の所信表明演説におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる脱炭素社会の実現を目指すということが、国の方で表明をされたところでございます。

また本年4月に開催をしました地球温暖化対策推進本部におきまして、2030年度の国内の温室効果ガスの排出量を2013年度から換算して、46%削減するということが明確に表明をされたところでございます。また焼津市においても、本年の3月の市議会の定例会におきまして、「ゼロカーボンシティ」ということで、私の方から宣言をさせていただきました。2050年までに、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すということで、省エネルギーの取組、また再生可能エネルギーの導入の促進に努めているところでございます。

来年度には第2次の焼津市環境基本計画が満了となります。並行して第6次の焼津市総合計画というものが、8年間の半分が過ぎて、後の半分の4年間の第2期基本計画がスタートしていきます。新たな社会情勢を踏まえ、また環境の課題を踏まえまして、第3次の焼津市環境基本計画を策定いたしますので、皆様の立場でのご指導をお願いしたいというふうに思います。

そして気になっております皆様のご心配のコロナでございますが、この1週間で感染者が昨日もゼロ、その前もゼロでございまして、1週間で6名ということで、かなり縮小しているという現状になってまいりました。これも市民の皆様が、まさに一人一人が、手洗いなどの基本的な生活習慣をはじめ、会議のあり方、そして各自治会、各企業様でのイベントや活動のやり方をしっかり対応してくださるおかげで、今、収束のような形が少しずつであります、見えてきたところでございます。

8月、ちょうど盆のあの行ったり来たりのお盆のときが非常に増えてご心配をお掛けいたしました。原因は保健所での聞き取りの中での我々の意見交換の中ですと、やはり、知らない方というか、普段会っていない方とどこかで会っているから、ということだったようでございます。もちろん会社が休みになったりしたときに例えばの話で、ご結婚なさってる人だったら、奥様の実家が、例えば奈良県だったらちょっとだけ行こうかと少しだけ行ってこようとするとそこで親戚の方とお会いして、その方がたまたま症状が出ていないけど、感染をしていたということで、1分、2分の挨拶ではなく、やはり30分、40分話をするわけで、感染をして、焼津へ戻ってきて、ご家庭で感染したと簡単に言えばそういうことで、家庭内感染というのがその当時かなり感染の力が強い新種があったので非常に多くのご家庭の中での感染が進む。それで5人家族だったら4人感染して、それが5家族あればそれだけでも20人になるので、皆さんがコンビニに行ったり、またどっかの会合で少し会ったり、お買い物したりしてうつつたということではなかったかとお伝えしたいというふうに思います。

やはり人の人流というのは、かなり大きなポイントだったじゃないかというふうに思っています。多くの感染者が、焼津市が都会並みに出たときもございましたので、そのときの対応をもう一度県と連携しながら、今チェックをしながら、緊急事態宣言が20日で解除になりますのでその対応を今日の朝から会議をさせていただいて、今日の4時半から対策本部会議をもう一度立ち上げさせていただいて、市民の皆さんに今の状況をお知らせしていくという段取りになっています。

ワクチンも全ての方に接種券を配布していただいております。65歳以上の方は、焼津市としては92%、今接種は完了しています。今若い方になって、ポイントは受験をする人たちの高校3年から高校3年の1年上、2年上も受験をするので、そちらを11月からもう受験が始まってしまうということなので、それをどういうふうに早くやるかということで、夜間の集団接種の場所を増やして、また小中学校においても小学校6年から出るわけなので、そちらの集団接種の例も増やしたり、なるべく皆さん方に若い方が接種しやすい体制を今とって、早ければ10月の末まで、少し遅れ込んでも11月の中旬までには希望者にはワクチンが打てる状態に今なっておりますので、途中途中で切ってしまうと、切つてるとこ

ろがございましたが、決して全国的に遅れているということではなくて、かかりつけ医を主でやっているので、かかりつけ医だとその医院によって接種の本数が違ってきます。先生方や看護師がいる状態が違うので、例えば、6個単位でやるんですけど、6回で1回のワクチンの供給がありますが、最低だと1つに6人ということですが、6人のところは、今受けると10月の末になってしまうよというのはあるかもしれませんがそれでも安心して打てる状態になっているので、集団接種場所もやっていますが、そのまま接種していただく形も状況ではあります。

基本的には10月の末までを目標に、順調に進んでいるということを少し皆様方にお伝えしたいと思いますし、周りで若い方が何か困ったことがあれば、ぜひ焼津市に環境審議会委員の誰々だからこういうふうに言われたよってぜひ言っていて、なるべく不具合のないようにしていきたいと思しますので、ぜひその辺もお願い申し上げます。

皆様方にはこれまで取り組んできた環境問題のこの事業の結果を検証いただくとともに、今後取り組んでいただく事業につきまして、各お立場での意見を賜りたく、ご意見をよろしくお願い申し上げます。少し長くなりましたがご挨拶とさせていただきます。

(4) 審議会の説明と審議会委員及び市職員の自己紹介

(5) 会長及び副会長の選出

(6) 議事

#### 【永田会長】

ただいまより第2回環境審議会の議事に移りたいと思います。次第に従いまして、順次会議を進めてまいります。終了時刻は3時15分頃という予定になっております。それでは議事に入ります。第2次焼津市環境基本計画（後期計画）の令和2年度取組結果について、事務局からの説明をお願いします。

#### 【岡本主幹】

では、第2次環境基本計画（後期計画）の令和2年度取組結果について説明いたします。環境基本計画の数値目標に対する進捗状況について一覧にしてありますA3の表と、事前に配布しました「第2次焼津市環境基本計画（後期計画）令和2年度取組結果について」をご覧ください。お手元の資料では、各施策の数値目標に対する進捗状況のグラフとその施策に対する市の主な取組の内容、取組内容に対する点検評価や次年度に向けての改善点を記載してあります。

それでは「1. 水がきれいなまち」をご覧ください。まず、数値目標にあります「河川BOD」は河川の有機汚濁を測る指標であり、この数値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きいとされています。「海域COD」は、湖沼や海域の有機物汚濁を測る指標であり、この値が大きいほど、汚濁の度合いが大きいことを示しています。「環境基準達成率」というのは、環境が汚染されていない良好な状態であることを示しているものです。

数値目標の河川BODと海域CODは、県の測定値を使用することとなっております。令和2年度分の結果については、県の調査結果が9月頃になるためまだ把握できておりません。令和元年度の調査結果では、河川BODの達成率は100%、海域CODの達成率は60%となっております。

河川BODに関しては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進が進んでいるため、概ね環境基準を達成できると見込んでいます。海域CODに関しては、令和元年度は60%となっておりますが、毎年数値は変動しているので、令和2年度は推移を見守っていきたくと考えております。河川及び海域ともに、生活排水や事業者からの排水が流れ込んでいるため、今後も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進とともに、定期的に事業者を訪問して、事業所の排水の監視及び指導を行っていきたくと考えております。

「2. 空気がきれいで静かなまち」をご覧ください。こちらの数値目標「大気汚染に係る環境基準達成率」につきましては、令和元年度は100%達成としておりますが、焼津中学校のSMPの測定値は機

器の不調により、年間測定時間が6,000時間に満たなかったため、非有効の参考数値として公表されたものでしたので、その点補足させていただきます。

大気汚染や騒音の苦情の内容としましては、事業所などでの荷卸し時の騒音や、臭気の苦情、野焼きの相談が多くなっています。法規制の対象外となるケースが多いため、対応マニュアルに従い、現地確認など迅速な初動対応に努めていくとともに、広報紙などを通じた啓発にも力を入れる必要があると考えております。

「3. 有害化学物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。ダイオキシン類の環境基準達成率は100%で数値目標を達成しております。また、公害苦情件数は、令和元年度より増加し、95件でした。(R1:38件)なお、この件数には空地の草の管理、犬・猫に関する苦情は含まれておりませんが、近年ではこれらの生活型の苦情が増えています。

要因の一つとしては、コロナ禍により外出する機会が減り、家の中で感じる”巣ごもり”による苦情が増えたことが考えられます。ここ数年は目標を達成していましたが、令和2年度は目標を達成できていないため、今後は目標値を超過しないように、迅速な初動対応とともに関係各課と連携をとっていきたいと考えております。

「4. 森林や農地を守るまち」をご覧ください。「水田の有効活用率」は、令和元年度よりも減少し、86.3%でした。「認定農業者数」は昨年度より4人増えて目標値を達成しています。一方、「エコファーマー登録数」は、前年度よりも17人減少して27人となり、目標を大きく下回っています。

農家の高齢化や後継者不足、離農等により、耕作されていない農地が増える中、やいづ農業支援センターや農地中間管理事業を活用し、より一層の担い手への利用集積・集約を推進する必要があります。

また、認定農業者も高齢化する中で、再認定を辞退する事例も見受けられますが、青年就農者や経営改善への意識の高い農業者等を認定農業者へと促すなど、地域農業の担い手の更なる掘り起しを継続的に行うことが必要であると考えております。

エコファーマー認定者の登録につきましては、エコファーマー認定者の高齢化や農産物の価格有利性が少ないため、認定期間終了後に更新しない事例が多くなっています。登録者数の増加を目指すため、エコファーマーのメリットや効果等、県との情報共有を行い、推進していく必要があると考えております。

「5. 河川・海岸と水資源を守るまち」をご覧ください。市内の事業所が汲み上げる1日あたりの地下水揚水量は令和2年度は、前年度より減少しました。志太地域は地下水が豊富なため、地下水を利用する企業が多く進出してきていて、揚水量は、企業誘致や企業活動が活発になれば増えると思われれます。

しかし、地下水採取は静岡県地下水の採取に関する条例で規制されているため、今後も引き続き塩水化調査や地下水採取量調査を行い、推移を見守っていきます。また、海岸の保全につきまして、松の成長による密集化や枝葉の繁茂による成長阻害等により、防災上の機能低下や近隣住宅への影響が生じています。作業の危険性の高い幹や枝の伐採などについては、所有者による対応が困難であることから、県の治山事業を活用し、海岸林の保全に努めます。

「6. 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。自然観察会の参加者数の累計は伸びております。毎年開催している水生生物教室は、令和2年度は感染症拡大防止のため中止となりましたが、毎年、小学4年生全員に「水生生物マップ」を配布したり、その他の対象学年にも周知を行っているため、大変人気の教室となっています。また、コロナ禍で人込みを避けて、自然や環境への関心が高まっているからか、市内の団体や公民館、小中学校などでの自然観察会や環境出前講座が増えてきています。今後もホームページやチラシなどにより周知を行い、多くの人が環境出前講座を利用できるよう促します。

生物多様性に関しまして、ここ数年はアカミミガメやオオキンケイギクなどの外来生物の発見情報が

寄せられることが増えてきています。外来生物を発見した場合の適切な対応や処理について、ホームページ等を活用して周知を行っていきます。

「7. 廃棄物の少ないまち」をご覧ください。令和2年度のごみ総排出量は令和元年度と比較して、1,575 トンの減少となりました。また、燃やすごみについても、家庭系ごみ・事業系ごみともに前年比で減少しています。前年と比べてごみの総量は減っていますが、新型コロナウイルス感染症によるステイホームの影響で、家庭系ごみよりも事業系ごみの方が減少しています。家庭系ごみでは、資源物が減少しています。

現在、ごみ減量説明会、ステーション指導などの啓発活動を実施しているところではありますが、主に生ごみの減量及び紙類、プラスチック類の分別事業を推進していきます。また、今後も女性や子ども、外国人など様々な市民に対し、広くごみの分別の啓発活動を行う必要があると考えております。事業系可燃ごみでは、市民に比べて事業者への啓発活動が少ないため、活動回数を増やす必要があると考えております。

「8. 廃棄物が適正に処理されるまち」をご覧ください。数値目標である廃食用油の回収量は、ここ数年安定して目標数量を上回っています。廃食用油については、ごみ減量説明会で積極的にPRすることにより、廃食用油の分別回収が市民に浸透してきていると思われま

す。ビーチクリーン大作戦につきまして、令和2年度は、新型コロナの影響や海岸線一帯の工事により中止としましたが、河川清掃やまちきれ清掃等の環境美化活動参加者は、52,468 人でした。令和元年度と比べると 47,441 人減少していますが、コロナの影響により河川清掃等を中止した自治会が多くあったことが影響したと考えられます。しかし、環境美化活動参加者の累計は、最終目標である「196 万人」を達成し、196 万 3,906 人となりました。今後は、ごみ減量説明会などで、循環型社会の構築やごみを減らす生活様式の変化、リデュースについても啓発を行います。また、新型コロナの感染拡大状況を考慮しながら、環境美化活動やビーチクリーン大作戦に多くの人に参加してもらえよう地域と協力しながら啓発を行います。

「9. エネルギーを有効利用するまち」をご覧ください。「温室効果ガス排出量」ですが、隔年で市が調査を行うもので、平成 25 年度の温室効果ガス排出量を基準値とし、令和 4 年度までに 12.0%削減するという目標を立てています。令和 2 年度に、平成 29 年度、平成 30 年度の数値を算出しました。平成 25 年度に比べ、平成 29 年度は 7.8%、平成 30 年度は 10.4%削減されたという結果ができました。

太陽光発電施設件数につきまして、焼津市内の住宅用と事業者用の太陽光発電施設の設置施設件数は、令和 2 年度は 6,938 件であり、令和 4 年度の目標に近づいています。市では、住宅用の太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、エネファームの導入に補助金を交付しております。太陽光及びエネファームにつきましては、申請数が減少傾向にあります。蓄電池システムは申請数が増加傾向にあります。

これは、太陽光発電の 10 年の固定価格買取制度を終了した家庭や、災害時に備える家庭での蓄電池の設置が進んでいることが主な要因だと考えられます。これらの効果を検証するとともに、新たなメニューについて、国・県や各市町の状況を参考に検討していきます。

「10. 低炭素な交通と緑豊かなまち」をご覧ください。市民 1 人あたりの都市公園面積は、緩やかに伸びており、令和 2 年度は最終目標を達成しています。生け垣奨励植樹本数は、新築家屋の建築件数の影響や、散水・剪定等の維持管理を要することもあり、近年では申込件数が減少しております。

次年度に向けての改善点としましては、今後は、潮風グリーンウォークの整備や会下ノ島石津土地区画整理事業の進捗に合わせた公園整備、遊休地を活用した借地公園等により、公園面積を増やしていくことが考えられます。また、地震によるブロック塀倒壊被害の事例は近年頻発しているため、地震による二次被害を防止するため、既存ブロック塀撤去と併せて、生け垣による潤いのある緑のまちづくりについてより一層PRしていきます。

「11. 環境を知り・学び・活動するまち」をご覧ください。環境教育事業の参加者は、主に公民館講座などに参加した人となります。累計参加者数は順調に伸びていて、令和2年度は目標値の41,300人を達成し、42,023人となっています。また、環境活動リーダー数は少しずつ増えています。リーダーを育成する「やいづエコ市民塾」の受講者は、近年横ばいの状態が続いていましたが、令和2年度は、市内の大学や公共施設で広く周知を行ったことなどから、定員を超える応募がありました。今後も、講座の内容や開催時期、開催回数などを検討し、より良い講座となるよう改善を行います。

アースキッズチャレンジは、毎年、1～3校の小学校で持ち回りでを行っています。令和2年度は、焼津西小学校と和田小学校で事業を実施し210人の参加がありました。昨年度は感染症拡大防止のため、多くのイベントが中止となりましたが、今後はコロナ禍でも環境教育の場を提供できるよう開催方法などを検討してまいります。

「12. 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。エコアクション21取得事業所数は、37事業所で、新規の認証登録企業数は伸び悩んでいます。令和2年度の認証取得支援セミナーには3社が参加し、エコアクション21審査員による1年間のセミナーを通して、認証登録に向けての準備や環境マネジメントシステムのノウハウを学びました。事業所は忙しい中で、新しい取組をすることが難しい面もありますが、環境経営システムの仕組みを作って継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経営面での効果もあげることができるので、商工会議所や商工会を通じてPRを行うほか、広報やホームページにおいても周知を行います。

以上で令和2年度の取組結果についての説明を終わります。

【永田会長】

説明が終わりました。委員の皆さまから質問・意見はありますでしょうか。何かご発言いただけますと、私が顔と名前が一致して非常に助かるのでございます。

【多々良委員】

5番の河川・海岸の地下水ですけど、これは産業用、特に水産加工業の使用量が減少しているのか、あるいは人口減少している要因が大きいのか、もし分かれば教えていただきたいというのと、焼津市の地下水はほとんど大井川の伏流水だと思いますので、現在やはり大井川の水資源のことが問題となっていますので、それとの関わりはどうか、もし非常に伏流水が減ったらどうなってしまうのかもし見通しがあれば教えていただきたいです。

【富田課長】

それでは地下水についてお答えさせていただきます。まずこちらの地下水の利用水ですけれど、主には産業用になります。一番多いものを言いますと230くらいがだいたい水産加工業、あとは業種でいうと1件か2件くらいの例えば医療用ですとか、そういう方々が使っています。家庭用はありません。一番大きいのはたぶん焼津市の水道だと思います。焼津の水道局のもの。こちらが一番大きいと思います。あと、水量が減ったことにつきましては、令和2年度につきましては、コロナの関係で操業をちょっと中止していたり、そういったこともあったと思います。産業の操業の時間について影響してるとはなにかと思います。水量については、特に水位が上がったとか、下がったとか大きなことは聞いておりません。ですので使い方の問題ではないかなと。あと、焼津市の地下水は全て大井川の伏流水でございます。県の地域におきましても焼津市全域を大井川の地域ということで、規制といたしますか、新たに井戸を作る場合は規制がかかるんですけども、大井川地域ということで規制を掛けております。全て大井川の伏流水です。以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。30年度と元年度と2年度で多少前後しています。

【多々良委員】

ご説明を受けて、もし伏流水が非常に減ってしまった場合、どの程度の使用量関連が今の減少量なんですかね。多少減っても大丈夫か、非常に影響を受けるものだから焼津の市民として。もし分かれば少し曖昧でもいいから分かれば教えていただけると。

【永田会長】

いかがでしょう。すぐその関係のデータ等の裏付けがございますでしょうか。

【富田課長】

今のお話ですと伏流水の埋蔵量が減ってるわけではありませんので、特に心配はしておりません。

【永田会長】

旧大井川町にいくつか自然湧水のところありますよね。多分その出水量でそのあたりが把握できるだろうというふうに思いますので、その点についても今後目配りしていただければというふうに思います。あとJRさんの件についてはかなり大きなことで、今日の時点で即答できる内容ではないかなと思いますが、その点についても今後目配りをしていただければというふうに思います。では続いてお願いします。

【長島委員】

今の5番と同じところなんですけど、塩水化調査のお話がありました。塩水化の調査の状況、現状としては、塩水化があるのかなのか、その辺からちょっとお話を聞きたい思います。

【富田課長】

焼津市におきましてはこの塩水化調査を県もそうなんですけども、沿岸部を中心に塩水化調査をやっております。焼津市においても同じようにやっておりますけど、申し訳ありません、ちゃんとした数字は分からないですけど、20カ所以上毎月塩水化調査をやっておりまして、いまだに異常値が出たことはございません。以上でございます。

【永田会長】

よろしかったですか。追加のご説明はよろしいですか。20カ所ということで海岸線が焼津市の場合、長いですから沿岸全体を調査して、そこで現状として問題が生じていないというご説明でした。その他いかがでしょうか。私が聞かない方がいいかとは思いますが、説明の方で県の報告が9月のため結果がというところについては、たまたま1カ月ずれてしまいましたので、もし報告が出ているようでしたら、ご案内いただければ。先ほどの水の件とか空気の件でということですよ。まだということであれば結構です。

【秋山係長】

昨日公表されておまして、その結果は全て基準を満たすものでありました（審議会終了後、再度確認したところ、海域CODの環境基準達成率は80%）。ただ先ほど岡本からの説明からもありました通り、一カ所、機器の不具合ということで、参考値ということでそこはちょっとまだ変わらない状況ではありました。

【永田会長】

どうもありがとうございました。では今回の報告については皆様、よろしいでしょうか。何か事務局の方で追加されますか。よろしいですか。では、ただいまの件については終了いたしまして、では次に議事2の第2次焼津市環境基本計画後期計画の令和3年度の取組についてお願いいたします。

【岡本主幹】

それでは、第2次環境基本計画（後期計画）の令和3年度の取組計画について説明いたします。お手元の資料では、各施策の主な取組予定を記載しております。

「1. 水がきれいなまち」をご覧ください。「①排水をきれいにする」のうち、公共下水道への接続

の推進については、公共柵設置を随時受け付けることにより、公共下水道の整備促進を図ります。また、合併処理浄化槽の補助基数は 535 基を目標としています。「②水質を監視する」としまして、河川の水質調査や事業所への立入調査を県と連携して実施いたします。また、環自協を通じて、環境美化活動について啓発します。

「2. 空気がきれいで静かなまち」をご覧ください。「①大気汚染・悪臭への対策」につきましては、最近では年間を通して野焼きの苦情が入るので、予防のため広報紙等へ啓発記事を掲載するとともに、苦情通報への迅速な対応を行います。また、大気汚染関係につきましても、事業所の立入調査を県と連携して実施いたします。「②騒音・振動への対策」としましては、公共工事において低騒音低振動対策型の建設機械の導入を図ります。また、エコドライブの推進について、市のホームページでの周知のほか、環境出前講座などで啓発します。

「3. 有害化学物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。「①有害化学物質への対策」として、県測定的光化学オキシダントが基準値を超えた場合は、防災無線で注意情報を発信するほか、教育施設や病院などの関係機関への連絡を迅速に行います。「②公害や生活に密着した苦情を未然に防ぐ」としまして、犬・猫飼い方マナー説明会を実施したり、動物愛護について広報で周知するなどして、ペットの適正飼育や終生飼養について啓発します。

「4. 森林や農地を守るまち」をご覧ください。「①森林を守る」につきまして、地元と連携して定期的な巡視活動を行い、森林保全に努めてまいります。「②農地を守る」につきまして、エコファーマーの育成や、GAP、農業生産工程管理の実施の普及促進を図ります。なお、GAPとは、生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全を始め様々な観点から注意すべき点検項目を定め、これに沿って、農作業を実施、記録し、検証を行って、農作業の改善に結びつけていく、一連の農業生産工程管理手法のことです。このほか、東益津公民館でのマイライス事業での農業体験をはじめ、イベントで農産物をPRするなど地産地消の啓発に努めます。

「5. 河川・海岸と水資源を守るまち」をご覧ください。「①河川・海岸を守る」につきましては、引き続き潮風グリーンウォークの整備を推進するなど、海岸保全施設の整備を実施してまいります。「②水資源を守る」の取組につきまして、地下水の保全のために塩水化調査を行うほか、地下水採取量調査も実施します。また、市民や小学生に深層水について広く知っていただくために、深層水ミュージアムでの啓発も行います。

「6. 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。「①動植物を守る」の取組予定としましては、年間を通して傷病鳥獣の保護活動を実施します。また、指定文化財となっている市内のマツの消毒等を実施し、保護に努めます。次のページをご覧ください。「②自然とふれあう」の取組予定です。各公民館においては、自然観察会や講座などの催しを計画しております。環境課においては、8月7日に「夏休み親子水生生物教室」を開催し、朝比奈川の上流と下流で水生生物調査を行いました。子どもたちが、家族や専門家と一緒に川に入って自然に触れることで、身近な環境について考える機会となりました。そのほか、地元と連携しながら、高草山公園や花沢の里などの適正な管理に努めてまいります。

「7. 廃棄物の少ないまち」をご覧ください。「①ごみを減らす」の取組としまして、今年度もごみ減量説明会を3つのコースに分けて開催します。地域の公会堂などに出向いて説明会を行うコース、燃やすごみの組成分析と説明会を行うコース、高柳清掃工場または株式会社志太紙業の見学後に説明会を行うコースがあります。このような説明会の開催により、ごみの分別や減量についての意識向上を図ります。次のページをご覧ください。「②資源を再使用・再利用する」の取組としましては、昨年度制定しました「焼津市グリーン購入基本方針」に基づき、再使用できる製品の購入を推進してまいります。また、今年度も引き続き、黒土を使用した生ごみ処理容器を製作配布しモニターとして使用していただ

いたり、生ごみ処理容器購入に補助金を交付するなど、家庭でのごみの減量を推進します。

「8. 廃棄物が適正に処理されるまち」をご覧ください。「①分別回収して資源化する」の取組としまして、引き続き登録団体への古紙等資源回収奨励金の交付や、自治会などが自主的に古紙回収を行うことを推進するため、古紙回収常設倉庫補助金を交付します。また、廃食用油の回収や使用済み小型家電の回収のほか、今年度から使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルを推進していきます。

「②廃棄物処理を適正に行う」につきまして、市の工事発注に関して、建設発生土の有効利用や特定建設資材廃棄物の再資源化などを推進します。次のページをご覧ください。「廃棄物が適正に処理されるまち」のうち「③環境美化を推進する」の取組につきまして、今年度はビーチクリーン大作戦を実施するとともに、地域の清掃活動を支援していきます。

「9. エネルギーを有効利用するまち」をご覧ください。「①地球温暖化・エネルギー対策」の取組としまして、市役所ではエコアクション21を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。エコアクション21では、毎年環境活動レポートを作成し、ホームページに掲載しております。令和2年度の実績は、今後ホームページへ掲載する予定です。また、今年度は焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の改定を行う年でありますので、市の環境基本計画や国の地球温暖化対策計画などと整合を図りながら検討していきます。「②再生可能エネルギーを使う」の取組として、今年度も太陽光パネル・蓄電池・エネファームを設置する方に補助金を交付し、各家庭への再生可能エネルギー等の普及を推進してまいります。次のページをご覧ください。「③産業・家庭・業務その他部門の省エネルギーを進める」につきまして、省エネ行動を促進するため、広報やホームページでクールチョイス等の啓発を行います。「④運輸部門の省エネルギーを進める」につきまして、公共交通機関や自転車の利用について、ホームページ等で啓発していきます。

「10. 低炭素な交通と緑豊かなまち」をご覧ください。「①低炭素な交通にする」につきまして、利便性の高い公共交通ネットワークの構築のため、地域の実情や利用状況を考慮しながら、交通環境の整備を検討してまいります。次のページをご覧ください。「②緑地を増やす」の取組としまして、公園整備を進めるとともに、新築家庭への苗木の配布やみどりの祭典、公民館祭りでの緑化活動を行います。また、まちに緑が増えるように、生け垣施工に対する補助金の交付や、焼津しみどりを育てる条例に基づき、事業所敷地の10%を緑地として確保するよう開発者に指導していきます。

「11. 環境を知り・学び・活動するまち」をご覧ください。「①環境教育・環境学習を行う」の取組としまして、今年度も「やいづエコ市民塾」を開催します。講義の内容を見直し、より多くの方が参加しやすいように、これまで全7回だったカリキュラムを全5回としました。また、小学生の児童が家庭のリーダーとなって省エネ生活を行い、地球温暖化について学ぶ「アース・キッズチャレンジ事業」も実施しています。このほか、環境出前講座を市内の小学校や公民館、児童クラブなどで実施しています。出前講座では、やいづエコ市民塾を修了した「環境活動リーダー」も講師として活躍しています。次のページをご覧ください。「②環境情報を充実させる」の取組としまして、6月末に各小学校の4年生全員に焼津市の「水生生物マップ」を配布しました。この冊子は3年に一度作成し、環境に関する教育を始める4年生に配布しております。「③参加・協働による環境保全活動を活発にする」の取組としましては、本年度も環境活動リーダーと協働し、公民館から依頼される出前講座等の講師をお願いしたり、環境に関するイベント等の情報提供を行います。

「12. 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。「①事業活動に環境配慮を織り込む」の取組としまして、毎年開催しております「エコアクション21認証登録支援事業」を、焼津商工会議所・大井川商工会の協力のもとで実施します。また、「②環境に配慮した農業・漁業・観光を行う」の取組として、観光交流課では、地元団体と連携し、マグロのセリ体験などの体験型コンテンツの開発を行っていきます。

以上で令和3年度を取組計画についての説明を終わります。

【永田会長】

ここです、事前に委員の方からいただいている件について説明をお願いいたします。

【岡本主幹】

長島委員からいただいたご意見について、令和3年度を取組計画を読んで気がついた点としまして、推進という言葉と促進という言葉の使い分けが曖昧であるというご意見をいただいています。例えば9番、エネルギーを有効に利用するまちの文中、公用車への低公害車の導入の促進となっておりますけれども、市が自ら導入するので推進ではないかと。それから12番の環境と経済が両立するまちの文中、建築物省エネ法のところで、建築物を推進となっておりますけど、市自らが建てるのではなく、他人に促すので促進ではないかというようなこと。

それから文章表現が少しおかしいのではないかと、話し言葉の表現になっていて他の表現と違和感がありますというご意見。例えば2の空気がきれい静かなまちの文中で大気汚染・悪臭への対策をするというのは、大気汚染・悪臭への対策を実施するではないか。それから8番の廃棄物が適正に処理されるまちの文中、ミニステーションの設置場所の検討をするというのは、設置場所を検討する。この方がいいのではないかと。

それから表現を統一するというので、実施する、開催する、守る、推進する、検討する等は、大半はするというふうに限定統一されておりますが、なぜか管理や策定だけは管理を行う、策定を行うと表現されているということで、何々を管理する、何々を策定するに統一した方が読みやすいというご意見をいただきました。

これらについては、令和3年度を取組計画だけでなく、第2次環境基本計画の掲載においても同様の表現がありますので、ご指摘いただいた推進と促進の使い分けや文章表現については、第3次環境基本計画においては適切な表現とするように考えております。

次にもう1つ疑問点としまして、2の空気がきれい静かなまちの②騒音振動への対策をすると、あと8の廃棄物が適正に処理されるまちの②建設発生土の有効利用というのがあるのですが、こちら両方とも公共事業実施の対象課で、事業が多い道路課と河川課が抜けているのはなぜかというご質問をいただいております。これにつきましては、第2次環境基本計画においても、道路課も河川課も公共工事の対象課になってはいるのですが、取組の報告が環境課の方に出しておりませんでしたので、今後は取組結果の報告を求めることとしたいと考えております。長島委員からの質問に対する回答は以上です。

【永田会長】

長島様、よろしかったでしょうか。

【長島委員】

時間が空いたらちょっと忘れていました。はい、ありがとうございます。

【永田会長】

かなり表現上のところが多い面もありますけど、古い話ですけど、私が大学の職に就く前、学生時代恩師に言われたことが、文章を書く時の基準は新聞の文章ですというふうに言われましたが、昨今新聞の文章が大変おかしい。ずっと入ってこないことが増えております。またこの文章が各課から集めてきている文書です。多少表現の統一がされていない面もありますが、公表物でございますので、読みやすさという点について今後注意を払っていただければと思います。よろしく申し上げます。その他いかがでしょうか。

【篠宮委員】

2番、空気がきれい静かなまちというところのアイドリングストップとエコドライブの推進という活

動があるのですが、これがもし、さかなセンターで年2回しか行われていないのであれば、どこかに常設しておいていただいた方が市民の皆さんにもっと伝わるんじゃないかと思います。私はトラックを運転しているんですけど、新しい自動車はデジタコが付いていまして、そういった運転のことも点数で示されるものですから、毎日運転を常にやっていないと忘れてしまうのではないかなと思います。もう一つは6番の多くの生き物・自然と触れ合えるまちで大井川には野鳥公園があるんですけど、そういったところを発揮するなり、もうちょっと旧大井川町のところも見てほしいと思います。

【永田会長】

ありがとうございます。せっかく持っているものもっと活用していただきたいということですから、本庁舎も新しく建つことですから、そこにシミュレーター等を置いてやっていただくような広報的なことに取り組んでいただければ市民の皆さんの意識がより高まるだろう、というような趣旨のご発言だと思います。ご検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

【渡瀬委員】

令和2年度の取組結果の中で、いろいろな指標がコロナの影響を受けているというご説明がありましたけど、令和3年度にコロナが収束するかも分からないような中で、コロナについてうたうのは中々しにくいと思っています。例えば、令和2年度に廃棄物が減っているというご報告がありましたけど、これはコロナの影響が恐らく大きいと思います。仮にコロナが収束したとき、それじゃ元に戻ってしまうという問題があるかというふうに思うのですが、もしもコロナの影響で下がったんだけど、コロナが収束したときに、額面通り元に戻さないと、減少傾向を維持するような対策が、行政の中で、話し合いの中で協議されているのかどうか。ぜひそういうふうにするべきではないのか。これは私の判断意見です。ご回答は要りません。そんなふうを考えている、例えば企業で遠くまでお金と時間をかけて出掛けてわずか1時間、2時間の会議が常だったが、最近ではもう、ウェブで会議が済んでしまうという、非常にコロナでかなり活動が変わってきているということもありますので、禍転じて福と為すと、今までなかなか減らなかったことをブレイクスルーする機会になるので、そういうふうに取り組むべきだと思います。

【永田会長】

ありがとうございます。昨年は各ご家庭で断捨離に取り組んだご家庭もあるかと思っています。その割に廃棄物の量が増えていない。リサイクルの方へ回ったかと思いますが、せっかくの傾向ですので、その方向を維持できるような施策に取り組んでいただきたいということですね。最後、私の意見としましては取組結果と取組計画との対応関係はどうでしょうか、という気が多少いたします。結果を受けて新たな取組、今の話で言えば恐らく原因なんだろうと。それを受けた傾向をより維持する、良くしていくという結果を受けた方向性がもう少し見えるような形になっていると印象が変わってくるというふうに思いますので、その点ももう少しご検討いただければと考えております。他よろしいでしょうか。この件につきましては、それでは次の議事に移りまして、次は議事3の第3次焼津市環境基本計画策定の進め方について、これも事務局の方からお願いいたします。

【岡本主幹】

「第3次焼津市環境基本計画策定の進め方（案）」について、説明をさせていただきます。資料の1ページ、2ページ目をご覧ください。はじめに「計画策定の背景」についてであります。1として社会情勢の変化について記載しております。主な点としましては、焼津市においても少子高齢化が進んでいること、国や地方公共団体、事業者、市民団体などの間で、SDGsの目標を掲げた取組が広がりつつあること、国土強靱化、デジタル変革、新型コロナウイルス感染拡大などがあります。2の環境に関する動向としては、(1)脱炭素社会に関する動向について記載しております。主な点としましては、パリ協定では世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて1.5℃に抑えるように努力することを目標

としていること、菅首相が令和2年10月に温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロを目指すことを宣言したこと、また、菅首相が本年4月には、新たな目標値として、2030年度温室効果ガス46%削減を表明したこと、平成30年12月に「気候変動適応法」が施行されたことなどを挙げています。(2)循環型社会に関する動向としては、海洋プラスチック問題や食品ロスに関する法律などを記載している内容となっております。(3)は自然共生社会に関する動向、(4)はこれまで策定された環境基本計画について、また、脱炭素社会の実現に向け、本年3月に中野市長が2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明したことが記載されております。

次に4ページ目をご覧ください。基本的事項として「1 計画の目的・位置付け」についてであります。焼津市環境基本計画は、焼津市環境基本条例に基づいて策定しているものであり、市民、事業者、市のそれぞれの主体が相互に協働しながら積極的な取組みを促進していくことを目的としています。計画の位置付けとしては、第6次焼津市総合計画の将来都市像を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担うものであり、第3次環境基本計画は、市域における地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を含めた計画としていきます。なお、各部局が進めている各種計画や事業等と相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては、本計画の方向性を尊重していきたいと考えております。また、下の図の右下のとおり、この第3次環境基本計画が、市役所においては「焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第6期計画、つまりエコアクション21につながっていきます。

5ページ、6ページ目をご覧ください。「2 計画の期間」については、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、5年後の令和9年度に見直しを行います。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」については、目標年度は国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、短期目標を令和12年度、長期目標を令和32年度とします。「3 計画の対象とする環境の範囲」については、図のとおり、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「安全安心」、「総合的な取組」の5分野とします。「4 対象地域」は市全域とし、「5 計画の推進主体」は現行計画同様に市民、事業者、市の3者となります。「計画の構成」は、概ね現行計画と同様に、第1章として計画策定の背景や目的、位置付け、対象分野などを示す「計画の基本的事項」。第2章に、計画の対象分野における現状をまとめた「環境の現状」。第3章に、望ましい環境像とそれを実現するための環境目標や、その実現状況を示す総合指標を設定する「計画の目標」。第4章に、環境目標ごとに環境の現状・課題、取組みの方向性や各主体の具体的な取組み内容などを示す「取組の推進」。第5章には、市域における温室効果ガス排出量に対して、基準年度と目標年を定め、温室効果ガス排出量の削減目標、対策・施策を示す「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」とともに、「気候変動適応計画」を新たに加えます。第6章に、計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理などを表す「計画推進システム」を示していきます。

続きまして、「策定の進め方」として、具体的な方法についてご説明いたしますので、7ページ、8ページをご覧ください。はじめに、策定に関する基本的考え方として、第3次環境基本計画の策定にあたっては、次のような視点を重視しながら策定作業を進めていきたいと考えております。1点目として、(1)社会情勢や環境の変化を踏まえた計画づくり、(2)「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」と「気候変動適応計画」を含む計画、(3)現行計画の評価結果を反映した計画づくり、(4)重点取組を明確化した計画づくり、(5)図や写真、コラムなどを活用した分かりやすい計画づくり。

次に、策定作業についてご説明します。策定の手法としては、基礎調査、市民への環境意識アンケート調査、各種会議を実施し、計画を策定していきます。基礎調査では、①環境の現況把握として、関係各課よりご提供いただいた既存資料等を基に、本市の環境について「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自

然共生社会」、「安全・安心」、「統合的な取組み」などの分野についてとりまとめ、本市の環境の現状を把握します。②市域全体における温室効果ガス排出量の算定（現況推計）を行うとともに、③温室効果ガス排出量の目標設定及び将来予測を行います。また、④として、庁内の環境関連計画や施策の現況把握を行い、市の取組を検討していきます。（2）住民意識調査・事業者の取組把握については、市民への環境意識アンケート調査は、市民の意識を計画に反映していくため、市民1,000人を対象に今週の月曜日にアンケートを発送したところであります。市民アンケート調査では、環境に対する意識や取組状況を把握して、今後求められる施策の方向性を検討します。事業者については、既存資料調査により取組状況を把握します。（3）第2次環境基本計画の評価・課題抽出については、庁内施策アンケートにより、数値目標の達成状況や市民アンケートの結果等を総合的に分析し、第2次環境基本計画の評価を行うとともに、課題を抽出します。そして（4）環境基本計画（案）が令和4年度に作成されます。

次に9ページ、10ページをご覧ください。「3 策定組織等」として、計画の策定にあたっては、庁内策定委員会のほか、焼津市環境審議会や環境市民会議で検討を行い、策定していきます。「策定組織等の概要」及び「策定体制のフロー」については、資料9ページのとおりであります。資料に記載されている策定体制において、令和3年度では先ほど、ご説明いたしました基礎調査などを行っていくことにより、計画の基礎的な案などを作っていく、令和4年度に、この庁内策定委員会や環境市民会議などにおいて、「市民・事業者・市の取組や重点プロジェクトの検討」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」や「計画推進システムの検討」を行ってまいります。そして、令和4年10月までには計画案を作成し、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、第3次環境基本計画を策定していくスケジュールとしております。第3次焼津市環境基本計画策定の進め方についての説明は以上となります。

【永田会長】

こちらについても、長島様から。

【岡本主幹】

長島委員から一つはご要望といたしまして、第3次計画ではもっと明確に表現していただきたい点としまして、瀬戸川堤防と緑、樹木について、ご意見をいただいております。内容としましては、瀬戸川堤防の緑は、量も質も良く、生物の生息空間としての役割も果たしている。しかし管理者が県であるため、焼津市として環境基本計画での扱いが不明瞭であると、だからたとえ管理者が違って市内に現存する貴重な緑空間の保全や維持を環境基本計画の中にしっかり位置づけて、県に要望を言っていないと、河川管理者の一方的な措置で全部伐採されてしまうかもしれない。従って県と市の連絡調整や連携を図っていくことが必要と考える。第3次計画では、瀬戸川堤防の緑についての議論や他の委員の皆様の見解を聴いて明確に位置づけられることを望みますという要望、意見をいただいております。

こちらにつきましては瀬戸川の緑は市内の貴重な自然環境であると考えております。瀬戸川の緑を守っていくためには県との連絡調整や連携を図っていくことは大変重要であります。第3次環境基本計画の策定にあたっては、環境審議会の委員の皆様や、環境基本計画庁内策定委員の意見を聞きながら、掲載内容について検討してまいりたいと考えております。次に意見としまして第3次環境基本計画の策定の進め方については資料見た限り、概ね良いのではないかと意見もいただいております。それから、国のカーボンゼロ宣言と温室効果ガス46%削減にどう整合させていくか。また、焼津市のゼロカーボン表明の裏付けはあるかなど、これからの審議会で議論されていくものだと思います、というご意見いただいております。

まず策定の進め方については、委員の皆様へ審議会でご意見を伺いながら進めてまいります。国のゼロカーボン宣言への対応や温室効果ガス46%削減への整合、焼津市のゼロカーボンシティ宣言における今後の取組につきましても、委員の皆様のご意見を伺いながら進めて参りたいと考えております。回答

は以上です。

【永田会長】

ありがとうございました。では長島様、今の回答でよろしいでしょうか。

【長島委員】

ありがとうございます。

【永田会長】

基本的には最初の件につきましては、一言でまとめると県への働きかけのルールをはっきりさせることというようなことかと思えます。県の管理するところについても、積極的にアクションを起こしていただきたい。それが住民の方に見えるようにしていただきたいという趣旨かと思えますので、ぜひお願いいたします。その他、皆様いかがでしょうか。

【平井副会長】

今度、温暖化防止地方公共団体区域施策編と気候変動適応計画を入れてくださるという説明をしてくれたわけですが、例えば沼津市が今年運用を始めているわけですが、自然共生社会に関する動向の流れの中で静岡県では2018年、平成30年にこれは私も委員として参画しているわけですが、生物多様性の地域戦略を策定しております。各市町に対してもこの戦略の策定を促している。強制ではないんです。そういった流れがある中で焼津市についてもご検討いただいているかどうかという質問であります。以上です。

【永田会長】

いかがでしょうか。

【富田課長】

生物多様性戦略につきましては、県内の自治体向けの研修とか、そういったものには焼津市も参加しております。重々その戦略の重要性は感じているところであります。今回、区域施策編と気候変動について入れたというのは、生物多様性について下に見ている訳ではありませんが、特に台風の関係で浸水があったりしたことがありますので、気候変動の方をまず喫緊の課題だというふうに捉えておりまして、焼津市全体としてそちらをやりたいということでもあります。

【永田会長】

よろしいでしょうか。温暖化は多様性ともリンクしておりますので、その点は念頭に置いた上で作業を進めていただきたいと思います。その他よろしいでしょうか。大変まだ具体化していかなければいけないことがたくさんございますので、今後いろいろご意見を伺う機会があると思っておりますので、皆さんこれについてご検討いただきたいと思います。では議事3については以上といたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、環境審議会を閉会したいと思います。以降につきましては事務局の方でお願いいたします。

#### (7) 閉会

【富田課長】

本日はお忙しい中、焼津市環境審議会にご出席いただき、貴重なご意見どうもありがとうございました。次回の開催にあたりましては、今年度中にもう1回予定しております。また時期が近づいてまいりましたら、事務局からご連絡をさせていただきます。本日はご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。